

中核市移行に伴う関係条例の整備に関する「市民政策コメント」について

平成 29 年 8 月 24 日
鳥取市 中核市推進局

1. 目的

鳥取市の中核市移行（平成 30 年 4 月 1 日移行予定）に伴い、鳥取県から福祉保健、生活環境などの事務移譲を受けて、鳥取市が新たに業務を行うための根拠や基準となる関係条例を整備する必要があります。

この条例制定・改正の概要を公表し、市民・事業者のご意見を募集するものです。

2. 実施期間等

(1) 実施期間 **平成 29 年 8 月 7 日(月) ~ 8 月 31 日(木)**（午後 5 時 15 分必着）

(2) 意見の提出方法

住所・氏名・電話番号を明記の上、郵送・ファクシミリ・電子メール・持参のいずれかで意見を求めます。（様式は問いません。）

(3) 資料の設置場所

設置場所	設置箇所数	備考
市役所本庁舎 4階 中核市推進局	1	○「条例(案)の概要」を設置。 ○「条例(案)」は、中核市推進局に設置するほか、鳥取市公式ウェブサイトに掲示。
市役所本庁舎 1階 総合案内所	1	
市役所駅南庁舎 1階 総合案内	1	
各総合支所 地域振興課	8	
各地区公民館、分館	62	
合計	73	

(4) 意見の提出先 **鳥取市 総務部 中核市推進局**

〔住所〕〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地

〔連絡先〕TEL(0857)20-3125 FAX(0857)20-3040 メール chukakushi@city.tottori.lg.jp

（注）条例制定内容等についての問い合わせは、各担当課でもお受けいたします。

(5) 意見提出者の公表の有無 無

3. 情報の提供方法

	広報媒体等	期間等	備考
1	鳥取市公式ウェブサイト	8月7日(月)～ 8月31日(木)	「条例(案)の概要」及び「条例(案)」を掲示
2	とっとり市報	8月号	
3	ケーブルテレビ (ぴよんぴよんネット)	8月1日～(静止画面で告知) 8月12日(金)～13日(土) (とっとり知らせたい!)	

4. 提出意見の公表

提出された意見は、鳥取市公式ウェブサイトにおいて公表します。

5. 中核市移行に伴う関係条例 及び 各条例(案)概要

別紙：一覧表のとおり（条例数：40）

6. 取り組みの経過及び今後の予定

平成 29 年 10 月下旬～11 月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立 ⇒ 「中核市：鳥取市」の誕生が決定

12 月頃 **関係する条例制定・改正案を 12 月定例市議会へ提案、審議**
平成 30 年 4 月 1 日 鳥取市が「中核市」に移行

中核市移行に伴う関係条例の整備に関する市民政策コメント

整理番号	条例名 (各名称の最初に付く「鳥取市」は省略。No.19を除く。)	ページ
高齢者福祉・介護保険（高齢社会課） TEL 0857-20-3451		
1	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	1
2	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	2
3	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	3
4	指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営の基準等を定める条例	4
5	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例	5
6	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	6
7	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	7
8	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	8
9	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	9
障がい者福祉（障がい福祉課） TEL 0857-20-3474		
10	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	10
11	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	11
12	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	12
13	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	13
14	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	14
15	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	15
生活保護（生活福祉課） TEL 0857-20-3476		
16	保護施設及び授産施設に関する条例	16
婦人保護（こども家庭課） TEL 0857-20-3465		
17	婦人保護施設の設備及び運営に関する条例	17
保健衛生①（保健医療福祉連携課） TEL 0857-20-3914		
18	保健所条例	18
19	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会条例	19
20	医療法施行条例	20
21	食品衛生条例	21

整理番号	条 例 名 (各名称の最初に付く「鳥取市」は省略。No.19を除く。)	ページ
保健衛生②（中央保健センター） TEL 0857-20-3191		
22	がん対策推進会議条例	22
23	歯科保健推進協議会条例	23
24	感染症診査協議会条例	24
保健衛生③（生活環境課） TEL 0857-20-3087、0857-20-3218		
25	興行場法施行条例	25
26	旅館業法施行条例	26
27	公衆浴場法施行条例	27
28	理容師法施行条例	28
29	美容師法施行条例	29
30	化製場等に関する法律施行条例	30
31	動物の愛護及び管理に関する条例	31
保健衛生④（下水道経営課） TEL 0857-20-3923		
32	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	32
子育て（こども家庭課） TEL 0857-20-3461、0857-20-3464		
33	小児慢性特定疾病審査会条例	33
34	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	34
35	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	35
社会福祉①（高齢社会課） TEL 0857-20-3451		
36	社会福祉審議会条例	36
社会福祉②（障がい福祉課） TEL 0857-20-3474		
37	民生委員定数条例	37
環境（生活環境課） TEL 0857-20-3087、0857-20-3217		
38	廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	38
都市計画（都市環境課） TEL 0857-20-3271		
39	屋外広告物条例	39
その他（総務課） TEL 0857-20-3102		
40	外部監査契約に基づく監査に関する条例	40